

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第4条第2項	毒物劇物販売業の登録	指導予防課

1 審査基準は、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年1月23日厚生省令第4号）第4条の4第2項で定める基準に適合すること。

申請者が毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第19条第2項若しくは第4項の規定により登録を取り消され、取り消しの日から二年を経過していないものでないこと。

2 標準処理期間は、15日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。